

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から52年3月まで

私の母は、私が会社を退職した後に国民年金の加入手続を行ってくれ、結婚するまでの国民年金保険料を家族の分と一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立期間を含め保険料を完納しており、当時同居していた姉夫婦の申立期間の保険料が納付済みであること、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和52年8月頃の時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人と同様に母親が加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妹の加入当初の保険料は過年度納付されていることが国民年金被保険者名簿から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年9月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、家族の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付等をしてくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は手帳記号番号払出簿により、昭和46年8月31日に払い出されたことが確認できること、国民年金被保険者台帳により、申立期間直後の同年10月以降の保険料は現年度納付されたことが確認できるが、申立人は、父親から申立期間の保険料を遡って納付したと聞いたことが無いとしていること、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、家族の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付等をしてくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は受付処理簿により、昭和44年3月から同年12月頃までの間に払い出されたものと推認できること、国民年金被保険者台帳により、申立期間直後の同年4月以降の保険料は現年度納付されたことが確認できるが、申立人は、父親から申立期間の保険料を遡って納付したと聞いたことが無いとしていること、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から57年6月まで

私は、A市へ転居した後にそれまで住んでいたB町の役場から、納付していなかった住民税等の請求を受けたことから、母に30万円程度を渡して納付しており、その中に申立期間の国民年金保険料も含まれていたはずである。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、母親から詳細には聞いておらず、母親から聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和54年6月1日(申立人が申立期間直前まで勤めていた会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日)に被保険者でなくなり、その後に被保険者となったのは申立期間直後の57年7月1日と記載されていること、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたこととはうかがえないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。